平成２６年（フ）第５号
埼玉県秩父市中村町３丁目１番２号
債務者　新井志満江
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第６号
埼玉県秩父市中村町３丁目１番２号
債務者　新井　政司
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
沖縄県豊見城市字上田173番地４
債務者　安里　直恭
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７７号
沖縄県浦添市牧港１丁目45番５―205号　牧港荘
債務者　上間　正美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２４号
岩手県奥州市胆沢区小山字北長檀68番地27
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２５３号
さいたま市緑区東浦和４丁目10番地16　コスモハイツ東浦和101
債務者　柏崎富美子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
埼玉県児玉郡神川町大字八日市649番地７
債務者　髙田　隆一
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７９号
大阪府泉佐野市日根野4446番地の57―105、前住所大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1726番地の１―306
債務者　翔花こと　大森　英二
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
大阪府泉大津市助松団地１番12―303号、前住所大阪府貝塚市澤752番地
債務者　奥田　妹子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
大阪府岸和田市八幡町９番11号
債務者　福田　清次
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番61号
債務者　松尾　尚志
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
大阪府岸和田市春木旭町22番42号
債務者　木下　松雄
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
大阪府岸和田市土生町２丁目27番35―203号、前住所大阪府岸和田市上松町1237番地の１
債務者　仮谷　理香（旧姓髙瀬）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅６―118、前住所大阪府堺市堺区柏木町４丁２番８号柏木文化１階３号
債務者　川原　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
大阪府岸和田市下松町３丁目２番１―601号
債務者　東　　雅子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
大阪府岸和田市吉井町３丁目28番15―309号
債務者　瀧本　聖一
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
群馬県高崎市金井淵町100番地　市住９棟921号
債務者　高山　　剛
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部